令和２年３月１０日

医療機関
介護施設
福祉施設
施設長　様

地方独立行政法人市立東大阪医療センター

院長　辻井正彦

各施設長様、日頃は当センターの運営にご協力いただきありがとうございます。

さて、３月４日に当センター入院中の患者さんが新型コロナウイルス感染陽性であることが判明し、治療のため同日感染症指定病院に転送となりました。検査が必要な濃厚接触者（＊）についてはＰＣＲ検査を行いましたが、全員が陰性であると判定されています。当該患者さんと同室であった患者さんは個室において健康観察を継続しています。

従来、当センターの医療スタッフは国際感染症センターの標準予防策を遵守しており、日本環境感染学会の「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド」（第２版）の「表１　医療従事者の曝露のリスク評価と対応」（次ページ）に準じて「医療スタッフについては低リスク及びリスクなし」と評価しています。

従って、当センターから転院される患者さんが感染しているリスクはなく、貴施設の入所者、並びに職員スタッフへの感染リスクはないと考えられます。

地域の中核病院として、引き続き高度医療の提供に努めてまいります。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

（引用） 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド 第2版（2020.3.2）

表1 医療従事者の暴露のリスク評価と対応（一般社団法人 日本環境感染学会）

患者と接触したときの状況	曝露のリスク	健康観察（注3）の方法（最後に曝露した日から14日目まで）	無症状の医療従事者に対する就業制限
顔面（眼、鼻、口のいずれか）を個人防護具で覆わずに、大量のエアロゾルを生じる処置を実施したか、実施中に室内にいた。	高リスク	積極的	最後に曝露した日から14日間の就業制限
ガウンおよび手袋を装着せずに、多量のエアロゾルを生じる処置を実施したか、実施中に室内にいた。 ※顔面（目、鼻、口のいずれか）を個人防護具で覆っていなかった場合は、上の高リスクカテゴリーに入る。	中リスク	積極的	最後に曝露した日から 14 日間の就業制限
顔面（目、鼻、口のいずれか）を個人防護具で覆わずに、マスクを着けていない患者と長時間（注1）、濃厚接触（注2）した。	中リスク	積極的	最後に曝露した日から 14 日間の就業制限
顔面（目、鼻、口の全て）を個人防護具で覆わずに、マスクを着けていた患者と長時間（注1）、濃厚接触（注2）した。	中リスク	積極的	最後に曝露した日から 14 日間の就業制限
手袋を着けずに、分泌物や排泄物と直接接触し、直後に手指衛生を行わなかった。 ※接触直後に手指衛生を実施した場合は低リスクと判断する。	中リスク	積極的	最後に曝露した日から 14 日間の就業制限
マスクまたはN95マスクをつけて、マスクを着けている患者と長時間（注1）、濃厚接触（注2）した。	低リスク	自己	不要
患者またはその分泌物/排泄物との接触時に推奨されるすべての個人防護具を装着していた。	低リスク	自己	不要
推奨されるすべての個人防護具を装着せずに、患者（マスク着用の有無は問わない）と短時間（注1）接触した。（例：受付で短い会話を交わす、病室内に入ったが患者やその分泌物/排泄物との接触はない、患者が退室直後の病室に入る）。	低リスク	自己	不要
患者のそばを歩いた、または、患者やその分泌物/排泄物と直接接触せず、病室にも入らなかった。	リスクなし	不要	不要

注１） 接触時間

ここでいう接触時間の長さは以下を目安とする。

長時間：数分以上

短時間：約１～２分

注２） 濃厚接触（約２メートル以内の距離）

ここでいう２メートルの距離は、手を伸ばしてお互いに接しない程度が目安。

注３）健康観察

以下の二つの方法がある。

積極的：１日１回、電話やメール等で健康状態を確認する。

自　己：発熱または呼吸器症状（咳、息苦しさ、咽頭痛）を認めた場合に、直ちに院長若しくは医療安全担当部門に連絡する。

（＊）「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者

・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

・ その他： 手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する）。

（国立感染症研究所 感染症疫学センター 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（暫定版）令和2年2月６日版より 引用）